

- 【第 50 回調査研究部会（平成 22 年 8 月 24 日開催）了承】  
【第 50 回医療・福祉部会（平成 22 年 8 月 17 日開催）了承】  
【第 63 回労働部会（平成 22 年 8 月 24 日開催）了承】

## 独立行政法人の不要財産の処分に係る独立行政法人 評価委員会の意見の取扱いについて

- 独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 37 号。以下「改正法」という。）の施行により、独立行政法人の保有する財産（主務省令で定める重要な財産に限る。）であって、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合には、当該不要財産を処分しなければならないとされている。  
また、改正法の施行後には、遅滞なく不要財産を国庫に返納することとされている。
- 当該不要財産の処分を厚生労働大臣が認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならないこととされている。
- 改正法の施行日によっては、すぐに部会を開催し、審議することが困難であることも予想されることから、別表の予定される不要財産（不要財産の譲渡収入を含む。）については、各部会における了承の下に、以下のような取扱いとする。

### 【不要財産の処分に係る各部会の意見の取扱い】

① 別表の予定される不要財産の処分を行うことについて、あらかじめ、部会の了承をいただく。



② 改正法の施行後、独立行政法人が当該不要財産の処分の認可申請を行うときは、部会長において、部会が了承した不要財産であることを確認いただき、了承を得ることをもって、部会の意見をいただいたという取扱いとする。  
また、当該了承事項については、直近の部会において報告する。

※ 改正法施行後の独立行政法人通則法第 46 条の 2 第 2 項の規定により、不要財産（国債、地方債及び政府保証債並びに金銭信託等を除く。）を譲渡し、これにより生じた収入の額を国庫に納付することとする場合は、別途部会で審議いただく。

## 【参照条文】

### ○ 改正後の独立行政法人通則法（抄）

（財産的基礎）

#### 第8条（1及び2 略）

- 3 独立行政法人は、業務の見直し、社会経済情勢の変化その他の事由により、その保有する重要な財産であって主務省令（当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令をいう。以下同じ。）で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合には、第46条の2又は第46条の3の規定により、当該財産（以下「不要財産」という。）を処分しなければならない。

（不要財産に係る国庫納付等）

- 第46条の2 独立行政法人は、不要財産であって、政府からの出資又は支出（金銭の出資に該当するものを除く。）に係るもの（以下この条において「政府出資等に係る不要財産」という。）については、遅滞なく、主務大臣の認可を受けて、これを国庫に納付するものとする。ただし、中期計画において第30条第2項第四号の二の計画を定めた場合であって、その計画に従って当該政府出資等に係る不要財産を国庫に納付するときは、主務大臣の認可を受けることを要しない。
- 2 独立行政法人は、前項の規定による政府出資等に係る不要財産（金銭を除く。以下この項及び次項において同じ。）の国庫への納付に代えて、主務大臣の認可を受けて、政府出資等に係る不要財産を譲渡し、これにより生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額（次項において「簿価超過額」という。）がある場合には、その額を除く。）の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付することができる。ただし、中期計画において第30条第2項第四号の二の計画を定めた場合であって、その計画に従って当該金額を国庫に納付するときは、主務大臣の認可を受けることを要しない。
- 3 独立行政法人は、前項の場合において、政府出資等に係る不要財産の譲渡により生じた簿価超過額があるときは、遅滞なく、これを国庫に納付するものとする。ただし、その全部又は一部の金額について国庫に納付しないことについて主務大臣の認可を受けた場合における当該認可を受けた金額については、この限りでない。
- 4 （略）
- 5 主務大臣は、第1項、第2項又は第3項ただし書の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 6 （略）

附 則（平成22年法律第37号）

（施行期日）

- 第1条 この法律は、公布の日（平成22年5月28日）から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

- 第3条 施行日前に独立行政法人が行った財産の譲渡であって、施行日において新法第46条の2第1項に規定する政府出資等に係る不要財産（金銭を除く。）の譲渡に相当するものとして主務大臣が定めるものは、施行日においてされた同条第2項の規定による政府出資等に係る不要財産の譲渡とみなして、同項から同条第6項までの規定を適用する。この場合において、同条第2項中「納付することができる」とあるのは、「納付するものとする」とする。

(別表)

## 国庫納付を行う予定の財産

対象部会	法人名	不要財産名	全部or 一部返納	国庫納付見込額(円)	
				売却済	売却予定
調査研究部会	医薬基盤研究所	土地 (一部:薬用植物資源研究センター和歌山研究部)	全部	32,147,640	
医療・福祉部会	福祉医療機構	長寿・子育て・障害者基金(※)	全部		286,750,800,000
労働部会	勤労者退職金共済機構	川越宿舎土地	全部	69,700,000	
		宿舎跡地	全部	208,000,000	
	高齢・障害者雇用支援機構	岡山障害者職業センター跡施設	全部	2,415,000	
		職業能力開発施設等(売却済資産)	全部	4,195,102,000	
	雇用・能力開発機構	敷金回収金(返還済分)	全部	368,093,000	
		財産形成利子補給基金	全部	1,021,760,000	

※ 長寿・子育て・障害者基金には、預金、財政融資資金預託金のほか、地方債、財投機関債、利付金融債及び一般担保付社債が含まれる。  
また、記載金額は、平成21年度末の時価評価額である。